

社会教育関係団体に対する補助金交付に関する意見聴取について

【趣旨】

社会教育法第13条において、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の意見を聴いて行わなければならないとされています。

これは、社会教育関係団体に対する補助金について、補助の目的や補助対象事項等を明らかにし、補助の目的はあくまで団体による社会教育活動の支援にあり、団体を支配したり事業の内容に干渉したりするものではないことを、社会教育委員の皆さんに確認していただくためです。

(参考条文：社会教育法第13条：審議会等への諮問)

第13条 国又は地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ、国にあっては文部科学大臣が審議会等（国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第8条に規定する機関をいう。第51条第3項において同じ。）で政令で定めるものの、地方公共団体にあっては教育委員会が社会教育委員の会議（社会教育委員が置かれていない場合には、条例で定めるところにより社会教育に係る補助金の交付に関する事項を調査審議する審議会その他の合議制の機関）の意見を聴いて行わなければならない。

【対象となる補助金】

社会教育関係課（生涯学習推進課、文化課及び青少年育成課）が所管する補助金のうち社会教育関係団体に対する補助金を対象としています。

よって、個人や分館活動に対する補助や、施設整備に対する補助は対象としていません。

社会教育関係団体に対する補助金一覧（平成31年度分）

（単位：千円）

補助金の名称	補助の目的	補助の対象となる事項	補助対象となる社会教育関係団体	H31予算額	H30支出額		備考	担当課
					団体名	補助額		
PTA連合会事業補助金	古賀市小・中学校PTA連合会の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。	(1)教育講演会事業 (2)広報研修会事業 (3)研修奨励事業 (4)その他教育長が必要と認める事業	古賀市小・中学校PTA連合会	300	古賀市小・中学校PTA連合会	650	補助対象事業は以下のとおり。 (1) 教育講演会事業 (2) 広報研修会事業 (3) 研修奨励事業 (4) その他教育長が必要と認める事業	生涯学習推進課
子ども会育成会連合会活動事業補助金	子ども会育成会連合会の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。	(1)子ども会育成会指導者育成事業 (2)子ども会リーダー育成事業 (3)球技大会事業 (4)その他教育長が必要と認める事業	古賀市子ども会育成会連合会	600	子ども会育成会連合会	600	補助対象事業は以下のとおり。 (1) 子ども会育成会指導者育成事業 (2) 子ども会リーダー育成事業 (3) 球技大会事業 (4) その他教育長が必要と認める事業	青少年育成課
少年の船活動事業補助金	少年の船の会の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。	研修事業（事前研修、本研修及び事後研修）に係る経費	古賀市少年の船の会	1,300	少年の船の会	1,300	スタッフ旅費（30千円/人） 上限78万円（事業費が60万円の場合は70万円とする。）と対象事業費総額の1/2相当額上限60万円の合算を算出根拠としている。	青少年育成課
青少年育成市民会議補助金	青少年育成市民会議の事業支援を図り、もって古賀市における社会教育の振興に寄与することを目的とする。	(1)青少年健全育成大会事業 (2)少年少女の主張作文事業 (3)思春期講演会事業 (4)花いっぱい活動事業 (5)その他教育長が必要と認める事業	古賀市青少年育成市民会議	200	青少年育成市民会議	300	補助対象事業は以下のとおり。 (1) 青少年健全育成大会事業 (2) 少年少女の主張作文事業 (3) 思春期講演会事業 (4) 花いっぱい活動事業 (5) その他教育長が必要と認める事業	青少年育成課
ジュニアスポーツ団体活動補助金	青少年のスポーツ組織の育成及び、活動の支援を図り、もって古賀市のスポーツ振興に寄与することを目的とする。	市内のジュニアスポーツ団体が実施するスポーツ活動事業	市内のジュニアスポーツ団体（市内の学生、児童等を主たる対象とし、市内の社会体育施設、学校体育施設その他の施設において、定期的にスポーツ活動を行っている団体）	廃止	市内36団体	760	補助額は、1団体2万円を上限とし、教育長が予算の範囲内で定める。	生涯学習推進課
スポーツ大会出場奨励補助金	大会への出場を促し、選手の技術を高めるとともに、スポーツ活動の支援及び活性化を図り、もって古賀市のスポーツの振興に寄与することを目的とする。	(1)国、地方公共団体、公益法人等が主催、共催、又は後援するスポーツの全国又は国際大会であること。ただし、古賀市立中学校部活動大会参加補助金の交付対象となる場合やその他本市が行う他の補助事業等の交付対象となる場合を除く。 (2)地方予選を経て出場資格を取得した大会又は競技成績その他明確かつ厳正な基準のもとに推薦等されて出場する大会であること	【個人】①～③をすべて満たす者 ①市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があること ②大会要項等に定められた登録選手 ③次号に規定する団体の構成員として大会に出場するものでないこと 【団体】 大会要項等に定められた当該団体の登録選手の半数以上が市内に住所を有し、かつ、生活の拠点があるもの	1,420	市内活動団体及び個人 個人(13) 団体(3) 合計件16	430	【全国大会】 個人（1万円）、団体（10万円以内） 【国際大会】 個人（3万円）、団体（30万円以内） ※団体出場の場合は算定対象者（要項に定められた市内在住の選手、監督等）に1万円（国際大会は3万円）を乗じた額を奨励補助額とする。 【補助金の変更理由】 効率的な予算運用を実施することに伴う、対象市民の増加及び申請及び事務手続き等の簡素化	生涯学習推進課